

## 第3期中期目標の策定について

### 1 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である長岡市が公立大学法人長岡造形大学に指示する目標である。

第2期中期目標の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間であり、来年度が最終年度であることから、令和8年度から令和13年度までの第3期中期目標について検討を始める。

### 2 策定スケジュール（予定）

時期	中期目標	中期計画
R 7. 4月	評価委員会 ・素案への意見聴取	
R 7. 5～6月	・議会で素案概要説明 ・パブリックコメント実施	
R 7. 7月	評価委員会 ・原案への意見聴取	
R 7. 8月	評価委員会 ・最終案への意見聴取 →市長へ意見提出	
R 7. 9月	・議会へ提案、議決 ・法人へ中期目標指示	
R 8. 1月		・法人が市へ提出（認可申請） ・評価委員会への意見聴取 →市長へ意見提出
R 8. 2月		市が中期計画認可

### 3 第3期中期目標（骨子案）についての意見聴取について

- ①骨子案 別紙のとおり
- ②目的 第3期中期目標（素案）作成の参考とするもの
- ③範囲 第2期中期目標に掲げられている以下の破線部分

#### [第2期中期目標の構成]

##### 前文

##### 第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

##### 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

##### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

##### 第4 財務内容の改善に関する目標

##### 第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標

##### 第6 その他業務運営に関する目標

骨子案の範囲

\*「前文」及び「第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織」については、第2期の見込評価結果や、法人意見などを踏まえて素案を作成する。

## 【参考】地方独立行政法人法（関係部分の抜粋）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（平二九法五四・一部改正）

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。

6 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

7 第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

（平二九法五四・令五法五八・一部改正）